

公開模試 2013 第 1 回 意匠法解答例

【解答例】

問題 I について

(1) について

意匠法上の本質的な登録要件として、物品との一体不可分性が求められる (2 条 1 項)。この点で画面デザインは、物品の成立性との関係において意匠として成立しないとの視点もある。

しかし、画像を含む意匠における画像は物品の部分に表示される形態であり、機器の使用状態を考慮して機能性、美しさ等の工夫がなされたデザインである。このため、物品の本来的な機能を発揮できる状態にする表示画像については物品との一体不可分性があるものとして、2 条 1 項に定義する法上の意匠として保護すべきである。

そこで、2 条 2 項は、物品との一体性の要件を充たす限り、対象機器の初動操作に必要な不可欠な初期画面が 2 条 1 項で保護されることを明確化している。

(2) について

意匠の登録要件としては、物品との一体不可分性 (2 条 1 項) のみならず、一意匠一出願の原則 (7 条) が登録要件とされる。この点、一つの出願に複数の画像を表示せざるを得ないような意匠は、これらの登録要件に反することとなる。

しかし、画像を含む意匠において、画像が変化する場合であっても、それらの画像が、物品の同一機能を果たすために必要な画像であれば 2 条 2 項の要件を充足するものと解すべきである。すなわち、物品の同一機能を果たすための表示画像又は、同一機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であれば、形態の関連性を備えることを条件に 2 条 1 項に規定する意匠の該当性を肯定すべきである。

したがって、法は 2 条 1 項において、2 条 2 項に規定する要件を充たすものについては、画像が変化する画面デザインにも保護することとしている。

問題 II について

(1) 意匠権の権利侵害を構成するかは、甲の実施意匠が乙の所有する意匠権の権利範囲に属するかの問題である。これに対しては、甲は登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲 (25 条 1 項) について公式な見解を求める判定請求が可能である。この点、25 条 3 項で準用する特許法 71 条 3 項によれば、判定の結果は肯定・否定いずれも乙に送付されてしまう。しかし、既に警告を受けている状況では、相手方への侵害を否定する判定結果の送付は紛争の早期解決に有効となる。

(2) また、甲は自己の実施意匠について意匠登録出願 (6 条) をすることができ



る。出願に対する登録処分可否で、自己の実施意匠が他人の意匠権を侵害していないか確認できる。

(3) 一方、実施意匠が乙の所有する意匠権の権利範囲に属する場合であっても、甲の実施意匠が先使用権の発生要件を充足する場合には、権利侵害の主張に対抗する主張ができる。すなわち、実施意匠について製品デザイン開発及び使用、又は使用の準備が 29 条に規定する要件を充足すれば、先使用権者である旨の主張が可能となる。

(4) さらに、乙に対して実施許諾を求める措置を採りうる (27 条、 28 条)。また、両意匠権に 26 条に規定する利用関係が成立し、甲が後願意匠権者である場合には、後願意匠の実施を確保する趣旨から先願者との利害の調整を図る 33 条 1 項に規定する裁定請求が有効な措置となる。

[以上]